

葉山町国民健康保険条例及び葉山町介護保険条例の一部
を改正する条例

葉山町国民健康保険条例(昭和34年葉山町条例第256号)及び葉山町介護保険条例(平成12年葉山町条例第9号)の一部を次のように改正する。

(別紙)

令和2年6月3日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

保険料の減免の申請期限を緩和するため、提案するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町国民健康保険条例及び葉山町介護保険条例の一部を改正する条例

(葉山町国民健康保険条例の一部改正)

第 1 条 葉山町国民健康保険条例(昭和34年葉山町条例第256号)の一部を次のように改正する。

第21条第 2 項中「規定によって」を「規定により」に、「普通徴収の方法により保険料を徴収されているものについては納期限前 7 日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支給に係る月の前々月の15日」を「納期限」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、町長が認める場合は、納期限後においても提出することができる。

(葉山町介護保険条例の一部改正)

第 2 条 葉山町介護保険条例(平成12年葉山町条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第13条第 2 項中「普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前 7 日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日」を「納期限」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、町長が認める場合は、納期限後においても提出することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 2 年 2 月の納期分の保険料から適用する。

条例の概要

題 名

葉山町国民健康保険条例及び葉山町介護保険条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

保険料の減免の申請期限を緩和するため、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

保険料の減免の申請を納期限までとし、町長が認める場合は、納期限後においても申請することができることとした。

3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、令和 2 年 2 月の納期分の保険料から適用することとした。

【第1条】葉山町国民健康保険条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>葉山町国民健康保険条例 昭和34年9月29日条例第256号</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第21条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支給に係る月の前々月の15日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。<u>ただし、町長が認める場合は、納期限後においても提出することができる。</u></p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>葉山町国民健康保険条例 昭和34年9月29日条例第256号</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第21条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、<u>普通徴収の方法により保険料を徴収されているものについては納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支給に係る月の前々月の15日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>

【第2条】葉山町介護保険条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>葉山町介護保険条例 平成12年3月31日条例第9号</p> <p>(保険料の徴収猶予)</p> <p>第12条 町長は、納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として6箇月以内の期間を限って徴収猶予とすることができる。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第13条 町長は、納付義務者が前条第1項各号のいずれかに該当する場合であって、必要があると認めるときは、保険料を減免することができる。</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、<u>納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。ただし、町長が認める場合は、納期限後においても提出することができる。</u></p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>葉山町介護保険条例 平成12年3月31日条例第9号</p> <p>(保険料の徴収猶予)</p> <p>第12条 町長は、納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として6箇月以内の期間を限って徴収猶予とすることができる。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第13条 町長は、納付義務者が前条第1項各号のいずれかに該当する場合であって、必要があると認めるときは、保険料を減免することができる。</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、<u>普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>